

猪名川町IP無線機導入事業業務委託に係るプロポーザル方式評価基準

参加者は「価格」、「企業の技術力、信頼性、社会性」及び「契約内容の性能」をもって入札に参加し、プロポーザル方式の方法によって得られた数値（以下「評価点」という）により契約決定とする。

1 プロポーザル方式の方法

(1) 価格に係る得点（以下「価格点」という。）の満点を30点とし、審査項目に係る得点（以下、「加算点」という。）の満点を70点とし、評価点は価格点と加算点の合計の100点を満点とする。

(2) 契約者を決定する評価点は、価格点と加算点の合計をもって行う。

$$\left[\begin{array}{l} \text{評価点 (100点)} = \text{価格点 (30点)} + \text{加算点 (70点)} \end{array} \right]$$

(3) 「価格点」の算出方法について

価格点の算出方法は、以下の算式により算定し、その値を価格点とする。

（以下の算式において見積価格及び予定価格ともに税込）

$$\left[\begin{array}{l} \text{価格点} = (1 - \text{見積価格/予定価格}) \times 30 \\ \text{なお、小数第3位（4位四捨五入）とし、見積額が予定額を超過する場合は} \\ \text{審査対象外とする。} \end{array} \right]$$

(4) 「加算点」の算出方法について

加算点の算出方法は、審査項目ごとに得点を与え、以下の算式により算定し、その値を加算点とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{加算点} = \text{審査項目の得点合計/審査項目の満点} \times 70 \\ \text{なお、小数第3位（4位四捨五入）とすることとする。} \end{array} \right]$$

(5) 各参加者の各審査項目の点数については、選考委員会において決定する。

(6) 契約者の決定方法 評価点の最も高い者を契約者とし、2者以上いる場合の契約者は、加算点が高い者とする。なお、加算点が同じ場合は、価格が低い者とし、価格が同じ場合はくじ引きとする。